

特定非営利活動法人日本エステティック機構 登録事業者 誓約条項

1. 申請要件条項

- ①事業拠点が日本国内にあることに相違ありません。
- ②「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第二条」に該当するいわゆる「性風俗関連特殊営業」の事業を営んでいないことに相違ありません。
- ③申請の日前3年以内に次に掲げる事由すべてに該当していないことに相違ありません。
 - (ア)公序良俗に反する事業を行っている
 - (イ)反社会的勢力及び団体と関係を有している
 - (ウ)解散又は破産している（民事再生法・会社更生法・特別精算等の適用会社を含む）
 - (エ)補助、補佐及び後見の宣言を受けている
 - (オ)「特定商取引に関する法律第四十六条及び四十七条」に基づき指示・停止命令がなされている
 - (カ)その他事業の運営に関わり行政処分・違法行為をしている
 - (キ)当機構における認証判定委員会において不適合の判定を受け、その後も認証の取得ができないまま改善計画を講じていないエステティックサロンを運営している
 - (ク)運用規程第三十二条の認証取消処分を受けたエステティックサロンを運営している

2. 法令遵守条項

「消費者契約法」、「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」等の消費者保護関連法令、「医師法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」等の医療関係法令等のエステティック産業に関連するすべての法令及び国内法全般を遵守するとともに社会通念及び公序良俗に反することなく事業活動を行うことを誓約します。

3. 消費者保護条項

- ① エステティックサービスの効果について、合理的な根拠を示す資料提出や証明することができない効果についての広告表示を行っていないことを誓約します。
- ② 使用前、使用后等の比較写真でその有効性を表現する場合は、すべての利用者が同一のエステティックサービスの効果を得られるかのような表示をしていないことを誓約します。
- ③ 料金を表示する場合、会員価格、ビジター価格、キャンペーン価格等を明確にし、誤解を生じるような表示をしていないことを誓約します。
- ④ 「一度のエステティックサービスで永続的な結果が得られるような表示」、「著しく事実と相違する表示」や「実際のものより著しく優良であり、もしくは有利であると消費者を誤認させるような表示」等をしていないことを誓約します。

- ⑤ 広告表示に使用する用語は、医師法、薬事法等に抵触する用語を使用していないことを誓約します。
- ⑥ キャッチセールス（路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場、またはエステティックサロン、若しくはその他の場所へ誘引して契約の締結を勧誘する行為）や、目的外勧誘（目的を隠して、又は偽って消費者を誘引して契約の締結を勧誘する行為）を行っていないことを誓約します。
- ⑦ 契約の勧誘をするに際し、又は契約の解除を妨げるために、事実と違うことを告げていないことを誓約します。
- ⑧ 契約の勧誘をするに際し、消費者の不利益になることがある場合には、これを説明していることを誓約します。
- ⑨ 契約を締結させるため、又は契約の解除を妨げるために、消費者を威迫（消費者が不安になるような行為）して困惑（戸惑うこと）させる行為をしていないことを誓約します。
- ⑩ 特約事項として「クーリング・オフはできない」等といった違法な内容が記載された書面を用意し、消費者に同意の署名・捺印させるなどの行為を行っていないことを誓約します。

4. 衛生管理条項

公益財団法人日本エステティック研究財団の公表する「エステティックの衛生基準」※に従いサロン内の衛生管理を実施することを誓約します。

※ 以下、日本エステティック研究財団 「エステティックの衛生基準」

<http://www.jerf.or.jp/eiseikijun/index.html>

（また以上を学習したい方は、同財団の発行する「エステティックサロンの衛生管理ハンドブック」の購読、または同じく同財団が実施する e-ラーニングをお勧めします。）

・ガイドブック

<http://www.jerf.or.jp/books/index.html>

・e-ラーニング

<http://www.code.jp/jerfpc/>

以上